

—緊急速報—

死亡災害が多発しています！！

平成29年に入り、東大阪労働基準監督署管内で死亡災害が立て続けに5件発生と、誠に憂慮すべき事態となっております。

災害発生状況を分析しますと、高所からの墜落や転倒、違法エレベーターによる災害等、昔から言われている従来型の災害が多く見受けられます。

事業場の皆様におかれましては、今一度、安全衛生管理体制、機械設備または、作業手順の見直しを図っていただき、死亡災害の発生に歯止めを掛けていただきますようお願いいたします。

〔平成29年 死亡災害発生概要〕

番号	発生日	業種	年齢 性別	職種	事故の型	発生状況の概要
1	1月17日	めっき業	37 男	めっき工	転倒	被災者が、亜鉛メッキ作業中に、90度に加熱された塩化アンモニウム水溶液が入った仕上げ処理槽で、建材部品を漬ける作業中に、被災者が <u>足を滑らせ転倒</u> し、処理槽に上半身が浸かったために熱傷を負い、40日後に死亡したものの。
2	1月27日	一般貨物 自動車 運送業	45 男	運転者	飛来、落下	被災者が配送先で、運搬してきたロール紙(約600kg)をトラック荷台から降ろしている際、 <u>ロール紙が荷台から転がり落ちそうになったため、被災者がロール紙を支えようとしたが支えきれず</u> 、ロール紙の下敷きとなり死亡したものの。
3	2月3日	水道業	64 男	水道 作業員	墜落・転落	被災者が、下水ポンプ場において、設備の洗浄を行っていたところ、床にひいたグレーチングが何らかの理由で外れ、その開口から約6m下の雨水沈砂池に墜落し死亡したものの。
4	2月24日	その他の 小売業	43 男	管理者	墜落・転落	被災者が、商品を店舗内のエレベーターを使用し、1階から2階へ荷揚げ作業を行っていたところ、2階に着床した搬器の開口部(荷の取込口)から約5m下の床に墜落したものの。なお、 <u>当該エレベーター搬器には扉が設けられていなかった。</u>
5	3月9日	自動車 整備業	38 男	整備工	はさまれ・ 巻き込まれ	工場内でトラックの3カ月点検を行っていた際、車体の下に潜り、被災者がグリスアップ作業を行っていたところ、同僚がトラックの点灯確認をするためトラックの電源を入れた時、車体後輪のエアサスペンションを操作して上がっていた車高が降下し、車体下部と床に被災者がはさまれ死亡したものの。



東大阪労働基準監督署

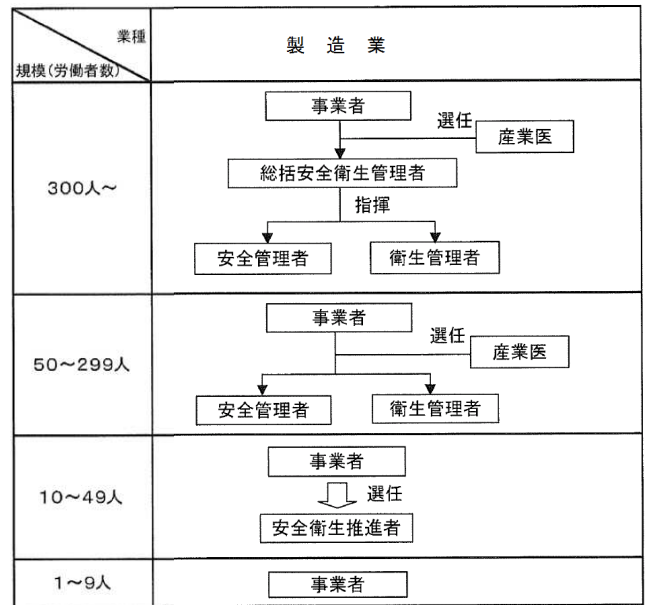
<http://osaka-roudoukyoku.jstse.mhlw.go.jp/>

事業者の責務として、労働者の安全と健康を確保するために「安全衛生管理や推進の中心となる人を決める」「労働者に安全衛生教育を行う」「労働者がケガや病気をすることがないように、防止措置をとる」など実施しなければならない基本的な事項を着実に実施し、労働災害防止に取り組みましょう。

安全衛生管理体制の確立

労働災害は、生産活動が行われている現場で起こりますが、現場の実態は、時々刻々変化していて、この過程で安全衛生に関しても常に新しい問題が生じています。企業の経営トップといえども、一人で安全衛生管理を行うことは不可能なので、安全衛生スタッフを選任し、活用する必要があります。

しかし、安全衛生スタッフに任せきりでも十分な効果は上がりません。職場の安全衛生問題に適切に対応するためには、生産活動のために構築したライン組織を通して安全衛生管理を行うことが最も効果的です。



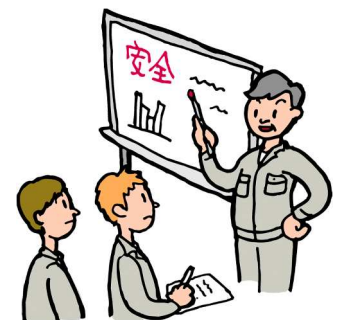
安全衛生教育の実施

安全に作業を行うためには、安全な作業方法を定め、安全衛生教育を実施することが重要です。

労働者を雇い入れた時や作業内容を変更した時はもちろん、普段行わない作業を実施する場合などには、事前の十分な教育が必要です。

また、近年、労働災害件数の減少に伴い災害に直面するという経験自体が稀なこととなり、労働者の危険に対する慣れや知識・体験不足による危険予知能力の低下が懸念されています。労働者の作業における危険に対する感受性を向上させ、経験不足を補い、安全意識の向上を図るとともに、安全技能の伝承にも効果を発揮する危険体感教育を実施することも有効です。

さらに、労働者の職業生活全般を通じ適時適切な安全衛生教育の推進を主眼とする「安全衛生教育推進要綱」に基づいて各種の安全衛生教育の計画的な推進に努めてください。



はさまれ・巻き込まれ災害の防止

動力機械を用いて作業を行う時は、下記の事項に注意して使用しましょう。

1 安全カバー等の取り付けの徹底

からだの一部が動力機械に入らないように必ず安全カバーや囲いを設けましょう。

また、安全カバー等を設けることが困難な場合には、すきまを安全な間隔に広げることや安全装置等を取り付けましょう。

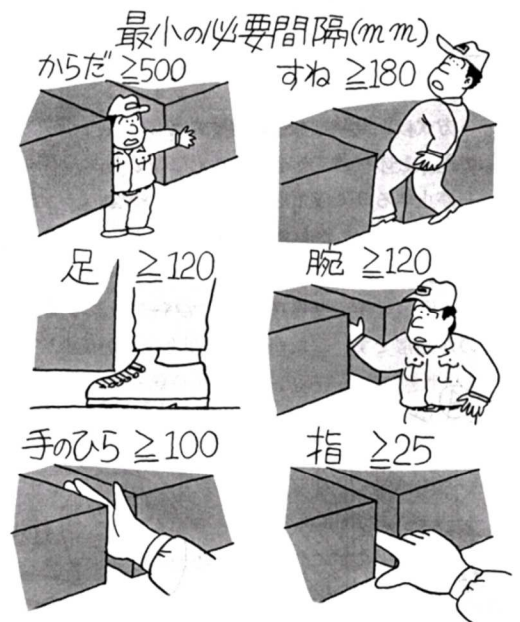
2 安全装置の有効保持及び作業標準の作成と遵守

安全装置などは、必ず行う作業や使用する機械装置等に見合う物を取り付けると共に作業性が悪くなるからと言って安全装置の電源を切ったり、取り外して作業を行ってはいけません。

作業を安全に行うために、必ず作業標準を作成し、それに基づき作業を行いましょう。また、非常作業についても、対応の仕方等を示した作業標準を作成しましょう。

3 ボール盤・面取り盤等の作業時における手袋の使用禁止

回転する刃物がある機械装置等を使用するときは、手袋を使わず作業しましょう。



転倒災害の防止

4S活動 「転倒災害・転落災害」などに効果のある日常の活動として、4S活動があります。

4SのSとは

整理・・・

必要な物と不要な物を分けて、不要な物を処分すること

- 進め方
1. 不要物の廃棄基準、判断がつかない物の要不要を判断する責任者を決める。
 2. 4Sゾーン（区域）ごとに、所属従業員全員が掃除し、不要な物を廃棄する（定期的に行う）。
 3. 施設長が定期的に巡回して整理の状況をチェックする。
 4. チェック結果により改善し、必要に応じ廃棄基準を見直す。

整頓・・・

必要な時に必要な物をすぐ取り出せるように、分かりやすく安全な状態で配置すること

- 進め方
1. 現状を把握する（置く物、置き場所、置き方、使用時の移動距離）。
 2. 置く物の種類、置き場所、必要数量を決定する（種類・量とも絞り、移動距離を短くすること）。
 3. 場所ごとの管理担当者を決める。
 4. 取り出しやすく、しまいやすい置き方を決める。
 5. 定期的にチェックし、必要に応じ改善する。

清掃・・・

身の回りをきれいにし、衣服や廊下のゴミや汚れを取り除くこと

<作業スペースや通路が汚れていたり、濡れていると滑りやすくなるので、清掃を励行しましょう>

清潔・・・

整理・整頓・清掃を繰り返し、衛生的で、快適な職場環境を維持すること



ゼロ災・大阪「安全見える化運動」

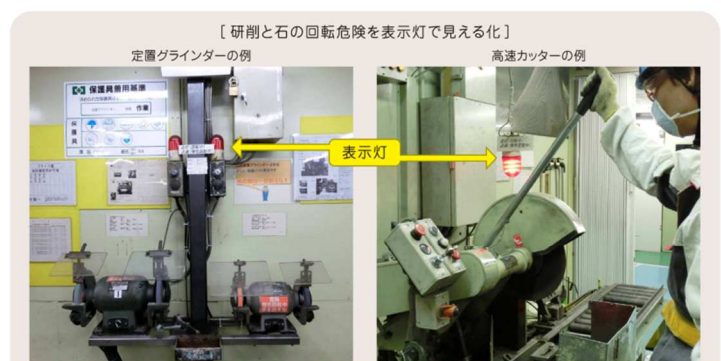
見えないところの見える化

- ① 通路がヤードをまたがって設置されており付近に設備があるため、天井クレーンからヤード進入者が見通せない状態である。歩行者がヤード進入時、天井クレーンがコイルを吊って移動中の場合があり、ヒヤリ・ハットが発生した。
- ② ヤード進入手前に一旦停止の表示を設け、その位置から見やすい位置に、できるだけ目立つ大きさで、通行者にクレーンへの注意喚起を行っている。



運転状態の見える化

- 停止操作後も惰力で回転する研削と石の回転状況を表示灯で知らせ、と石との接触を防止する。
(1) 運転中は「点灯」 (2) 惰性回転中はタイマー制御で「点滅」 (3) 停止中は「消灯」



「安全の見える化」事例集

大阪労働局労働基準部安全課

ゼロ災・大阪「安全見える化運動」は「災害ゼロ・疾病ゼロの大阪」を実現することを究極の目標として、労働災害の防止、重篤災害の撲滅に向け、働く者すべてがそれぞれの立場で健康が確保され安全・安心な職場の構築を目指し、自主的に安全衛生活動を実践していく職場風土、安全文化を構築していくための啓発活動です。

この運動は、平成25年度を初年度とする大阪労働局労働災害防止推進計画の目標を達成するため、安全の見える化の普及促進を図ることにより、工場、現場、事務所、店舗などの職場に潜む危険や安全衛生活動等を積極的に目に見える形にすることにより、労使の自主的な労働災害防止活動を促進し、健康が確保され安全・安心な現場・職場の実現を図ろうとするものです。

事例集は、大阪労働局ホームページのトップページ「ゼロ災・大阪『安全見える化運動』」からダウンロードできます。

労働災害防止自主点検表

点検日 平成 年 月 日

	点 検 項 目	結果
1	安全衛生管理体制は、確立されているか。	
2	機械の危険性について、作業者に十分教育しているか。	
3	プレスやシャーなどを使用する危険作業における安全装置は有効に機能しているか。	
4	機械の動作範囲には柵や覆いなどのガードは設置されているか。	
5	作業中、回転体にはさまれないよう覆いや注意標識の設置が徹底されているか	
6	機械の掃除や修理時における当該機械の運転停止措置は徹底されているか。	
7	クレーンやフォークリフトなどの運転作業は、有資格者に行わせているか	
8	爆発火災の危険性の高い作業に関する情報を収集し、関係労働者に周知徹底されているか。	
9	4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動に取り組んでいるか。	
10	リスクアセスメントに取り組んでいるか。	
11	「安全見える化運動」に取り組んでいるか。	
12	高齢労働者に対する安全教育を実施し、作業環境や作業方法などは、高齢者の特性に配慮した内容に改正しているか。	